

## 産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 4 月 17 日

新潟県知事 殿

提出者

住所 新潟県燕市蔵関462番地

氏名 春木建設株式会社  
代表取締役 春木 和朝

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0256-63-2212

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	春木建設株式会社
事業場の所在地	新潟県燕市蔵関462番地
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで

## 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業
②事業の規模	1,651,793千円
③従業員数	30名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙に記載の通り

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

取締役(廃棄物担当役員) → 環境管理担当委員 → 土木部長 → 各 土木現場代理人(作業所長)

↓  
建築部長↓  
各 建築現場代理人(作業所長)

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度 ( 6 年度 ) 実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	建設汚泥 (残土を除く)	廃プラスチック類	建設工事の木くず	建設工事の繊維くず	金属くず	ガラスくず、陶磁器くず	石膏ボード	がれき類
	排出量	130.28 t	16.21 t	106.23 t	4.67 t	26.07 t	168.06 t	7.41 t	17.63 t
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスファルト・コンクリート破片	安定型建設混合廃棄物	管理型建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	建設工事の紙くず	廃石綿等	
	排出量	1,725.85 t	193.79 t	1.24 t	24.39 t	2.35 t	0.02 t	0.60 t	t
(これまでに実施した取組)									
がれき類の土砂を極力落とし積み込むようにする。									
【目標】									
② 計画	産業廃棄物の種類	建設汚泥 (残土を除く)	廃プラスチック類	建設工事の木くず	建設工事の繊維くず	金属くず	ガラスくず、陶磁器くず	石膏ボード	がれき類
	排出量	100.00 t	10.00 t	100.00 t	2.00 t	20.00 t	100.00 t	5.00 t	10.00 t
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスファルト・コンクリート破片	安定型建設混合廃棄物	管理型建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	建設工事の紙くず	廃石綿等	
	排出量	500.00 t	100.00 t	1.00 t	15.00 t	1.00 t	0.01 t	0.10 t	t
(今後実施する予定の計画)									
受注した工事内容により廃棄物の種類や排出量が変動するので前年度に対しての抑制目標を考える事は難しいが今後も廃棄物に付着した土砂を極力落として積み込み、排出することを実践していく。									

## 産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  金属くず・がれき類は分別を実施。 混合廃棄物の分別を実施し、混合廃棄物の低減をはかる。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  現状の分別に関する取組を今後も実施する。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（6年度）実績】									
①現状	産業廃棄物の種類	建設汚泥 (残土を除く)	廃プラスチック類	建設工事の 木くず	建設工事の 繊維くず	金属くず	ガラスくず、 陶磁器くず	石膏ボード	がれき類
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
②計画	産業廃棄物の種類	建設汚泥 (残土を除く)	廃プラスチック類	建設工事の 木くず	建設工事の 繊維くず	金属くず	ガラスくず、 陶磁器くず	石膏ボード	がれき類
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスファルト・ コンクリート破片	安定型建設 混合廃棄物	管理型建設 混合廃棄物	石綿含有産 業廃棄物	建設工事の 紙くず	廃石綿等	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t			
(これまでに実施した取組)									
これまでに実施したことはない。									
【目標】									
①現状	産業廃棄物の種類	建設汚泥 (残土を除く)	廃プラスチック類	建設工事の 木くず	建設工事の 繊維くず	金属くず	ガラスくず、 陶磁器くず	石膏ボード	がれき類
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
②計画	産業廃棄物の種類	建設汚泥 (残土を除く)	廃プラスチック類	建設工事の 木くず	建設工事の 繊維くず	金属くず	ガラスくず、 陶磁器くず	石膏ボード	がれき類
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスファルト・ コンクリート破片	安定型建設 混合廃棄物	管理型建設 混合廃棄物	石綿含有産 業廃棄物	建設工事の 紙くず	廃石綿等	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t			
(今後実施する予定の計画)									
これまでに実施したことはない。									

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（6年度）実績】									
①現状	産業廃棄物の種類	建設汚泥 (残土を除く)	廃プラスチック類	建設工事の 木くず	建設工事の 繊維くず	金属くず	ガラスくず、 陶磁器くず	石膏ボード	がれき類
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の 量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
②計画	産業廃棄物の種類	建設汚泥 (残土を除く)	廃プラスチック類	建設工事の 木くず	建設工事の 繊維くず	金属くず	ガラスくず、 陶磁器くず	石膏ボード	がれき類
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の 量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスファルト・ コンクリート破片	安定型建設 混合廃棄物	管理型建設 混合廃棄物	石綿含有産 業廃棄物	建設工事の 紙くず	廃石綿等	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t			
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の 量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t			
(今後実施する予定の計画)									
今後、実施する予定はない。									

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（6年度）実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	建設汚泥 (残土を除く)	廃プラスチック類	建設工事の 木くず	建設工事の 繊維くず	金属くず	ガラスくず、 陶磁器くず	石膏ボード	がれき類
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスファルト・ コンクリート破片	安定型建設 混合廃棄物	管理型建設 混合廃棄物	石綿含有産 業廃棄物	建設工事の 紙くず	廃石綿等	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t			
(これまでに実施した取組)									
これまでに実施したことはない。									
【目標】									
② 計画	産業廃棄物の種類	建設汚泥 (残土を除く)	廃プラスチック類	建設工事の 木くず	建設工事の 繊維くず	金属くず	ガラスくず、 陶磁器くず	石膏ボード	がれき類
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスファルト・ コンクリート破片	安定型建設 混合廃棄物	管理型建設 混合廃棄物	石綿含有産 業廃棄物	建設工事の 紙くず	廃石綿等	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t			
(今後実施する予定の計画)									
今後、実施する予定はない。									

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（6年度）実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	建設汚泥 (残土を除く)	廃プラスチック類	建設工事の 木くず	建設工事の 繊維くず	金属くず	ガラスくず、 陶磁器くず	石膏ボード	がれき類
	全処理委託量	130.38 t	16.21 t	106.23 t	4.67 t	26.07 t	168.06 t	7.41 t	17.63 t
	優良認定処理業者 への処理委託量								
	再生利用業者 への処理委託量	130.38 t	16.21 t	106.23 t	4.67 t	26.07 t	168.06 t	7.41 t	17.63 t
	認定熱回収業者 への処理委託料								
	認定熱回収業者 以外の熱回収を行う 業者への処理委託量								
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスファルト・ コンクリート破片	安定型建設 混合廃棄物	管理型建設 混合廃棄物	石綿含有産 業廃棄物	建設工事の 紙くず	廃石綿等	
	全処理委託量	1,725.85 t	193.79 t	1.24 t	24.39 t	2.35 t	0.02 t	0.60 t	
	優良認定処理業者 への処理委託量								
	再生利用業者 への処理委託量	1,725.85 t	193.79 t	1.24 t	24.39 t	2.35 t	0.02 t	0.60 t	
認定熱回収業者 への処理委託料									
認定熱回収業者 以外の熱回収を行う 業者への処理委託量									
(これまでに実施した取組)									
委託基準に従って産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。									

① 計 画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	建設汚泥 (残土を除く)	廃プラスチック類	建設工事の 木くず	建設工事の 繊維くず	金属くず	ガラスくず、 陶磁器くず	石膏ボード	がれき類	
	全処理委託量	100.00 t	10.00 t	100.00 t	2.00 t	20.00 t	100.00 t	5.00 t	10.00 t	
	優良認定処理業者 への処理委託量									
	再生利用業者 への処理委託量	100.00 t	10.00 t	100.00 t	2.00 t	20.00 t	100.00 t	5.00 t	10.00 t	
	認定熱回収業者 への処理委託料									
	認定熱回収業者 以外の熱回収を行 業者への処理委託									
	産業廃棄物の種類	コンクリート 破片	アスファルト・コ ンクリート破片	安定型建設 混合廃棄物	管理型建設 混合廃棄物	石綿含有産 業廃棄物	建設工事の 紙くず	廃石綿等		
	全処理委託量	500.00 t	100.00 t	1.00 t	15.00 t	1.00 t	0.01 t	0.10 t		
	優良認定処理業者 への処理委託量									
	再生利用業者 への処理委託量	500.00 t	100.00 t	1.00 t	15.00 t	1.00 t	0.01 t	0.10 t		
	認定熱回収業者 への処理委託料									
	認定熱回収業者 以外の熱回収を行 業者への処理委託									
(今後実施する予定の取組)										
前年度同様、委託基準に従って産業廃棄物の処理を委託できる業者を選定し書面による契約を実施。										
※事務処理欄										

第 1 面 ④産業廃棄物の一連の処理の工程 について

- 汚泥  
集積 → 処分業者へ委託
- 廃油  
容器に集積 → 処分業者へ委託
- 廃アルカリ  
容器に集積 → 処分業者へ委託 または 専用機材で集積 → 処分業者へ委託
- 廃プラスチック類  
集積 → 再生処分業者へ委託 → 再資源化
- 木くず  
集積 → 再生処分業者へ委託 → 再資源化
- 繊維くず  
集積 → 再生処分業者へ委託 → 再資源化
- 金属くず  
集積 → 再生処分業者へ委託 → 再資源化
- ガラス・陶磁器くず  
集積 → 再生処分業者へ委託 → 再資源化
- 石綿含有廃棄物  
処分業者へ委託
- 廃石膏ボード  
集積 → 処分業者へ委託
- 石綿（非飛散性）  
処分業者へ委託
- コンクリート破片  
集積 → 再生処分業者へ委託 → 再資源化
- アスファルト破片  
集積 → 再生処分業者へ委託 → 再資源化
- 安定型混合廃棄物  
分別 → 集積 → 処分業者へ委託
- 管理型混合廃棄物  
分別 → 集積 → 処分業者へ委託

※その他

上記に無い廃棄物が発生した時は委託基準に従って産業廃棄物の処理を委託できる業者を選定し書面による契約を実施。  
契約に従い適正に処理・処分を委託する。